

(案)

高岡市森づくりプラン

(高岡市森林整備計画書)



令和6年6月
(令和8年 月変更)

高 岡 市

目 次

はじめに	1
第1章 森づくりのための基本的な事項	2
1 森づくりの現状と課題	2
▣ 齢級別人工林面積 ▣ 所有者規模別面積 ▣ 土地利用別面積	
▣ 木材価格の推移 ▣ 林道状況	
2 森林整備の基本方針	5
(1) 森林・林業施策の基本方向	
(2) 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方	
(3) とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針	
(4) 地域別森林整備の基本方針	
▣ 高岡市森林区域図	
3 森づくりの推進方策	10
(1) 森林施業の推進方策	
(2) 住民参加による森づくりの推進方策	
4 森づくりへの具体的な取り組み	11
(1) 里山林の整備	
(2) 混交林の整備	
(3) 生産林の整備	
(4) 保全林の整備	
(5) 市独自の取り組み	
第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項	15
第1項 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	15

1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2項	造林に関する事項	16
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3項	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	20
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4項	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5項	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	28
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6項	森林施業の共同化の促進に関する事項	29
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	

4	その他必要な事項	
第7項	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
		30
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8項	その他必要な事項	34
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第3章	森林の保護に関する事項	36
第1項	鳥獣害の防止に関する事項	36
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2項	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	37
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5	その他必要な事項	
第4章	森林の保健機能の増進に関する事項	40
1	保健機能森林の区域	
第5章	その他森林の整備のために必要な事項	40
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	生活環境の整備に関する事項	

- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

森林整備計画概要図	4 5
-----------------	-----

【参考資料】

- 1 参考資料
- 2 用語の解説

はじめに

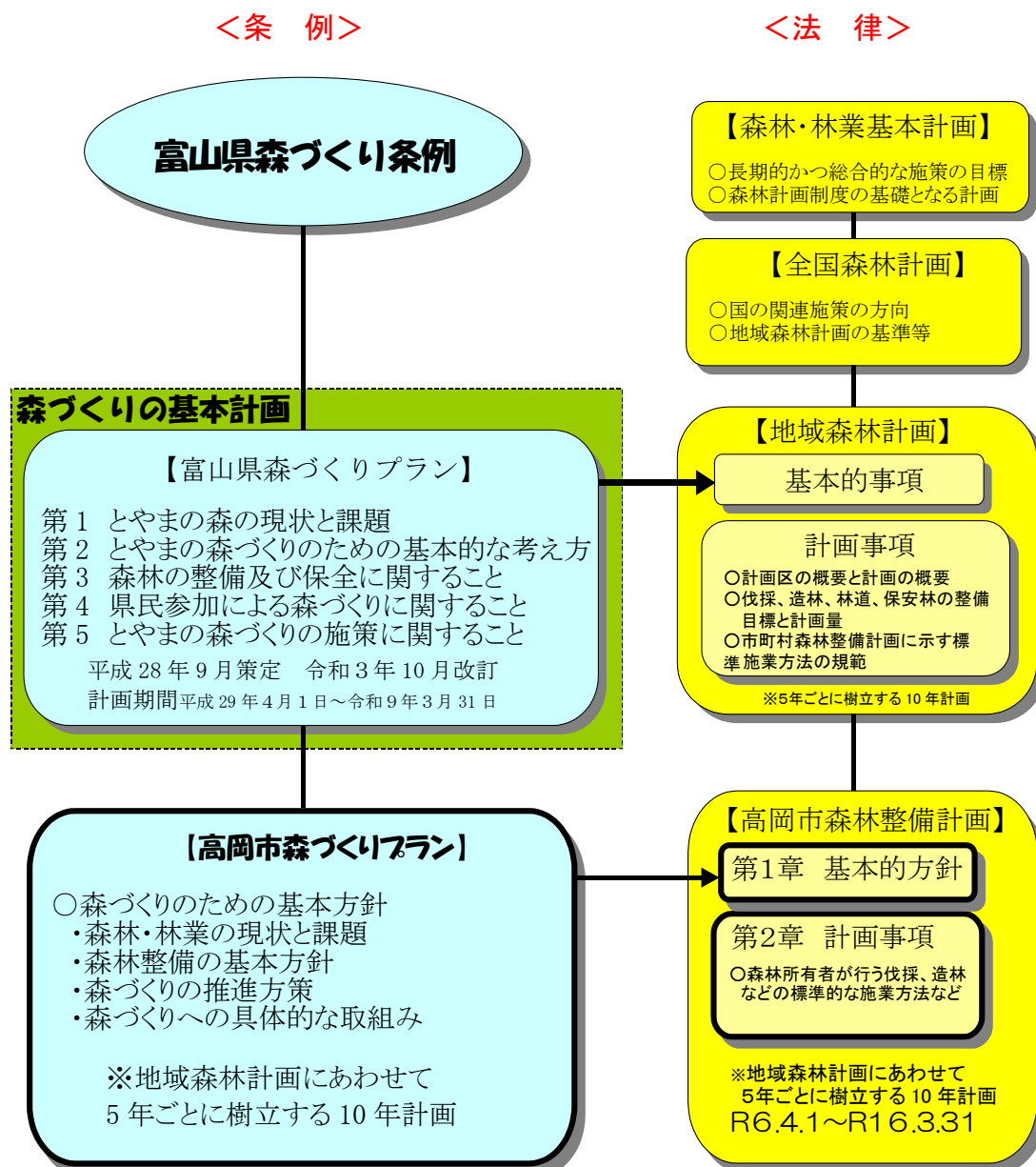
高岡市森づくりプランは、富山県森づくり条例第10条に規定する、県が策定する「森づくりの基本計画」に沿って、高岡市の森づくりに関する基本的な方針を定めるものです。

このプランは、高岡市の森づくりに関する総合的な計画であることから、「高岡市森林整備計画」の基本的方針として位置付けることとします。

また、このプランの計画期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間とします。

なお、自然的、社会的、経済的な諸条件に変動があった場合は、計画の見直しを行います。

富山県森づくりプラン及び高岡市森づくりプランの位置付け



第1章 森づくりのための基本的な事項

1 森づくりの現状と課題

本市は、富山県の北西部に位置し、日本海に面した雨晴海岸の景勝地を有する海岸線を持ち、庄川扇状地と小矢部川に沿った沖積世の広大な平野部及び二上山地、西山丘陵地からなる台地で形成され、富山湾から標高500mの地勢で四季折々に変化する豊かな自然に恵まれています。

平成17年11月に1市1町（高岡市、福岡町）が合併して誕生した新高岡市は、総面積が20,957haで、そのうち森林面積が6,690haと市域の32%を占めています。このうち民有林面積は6,663haで、ボカスギやカワイダニスギを主体とした人工林面積は2,452ha（人工林率36.8%）となっています。その人工林においては、9齢級以上の森林面積が1,997haで81%であり、戦後に造林された多くの人工林が本格的な利用期を迎えていて、「伐って、使って、植えて、育てる」という形で循環利用することが重要となっています。

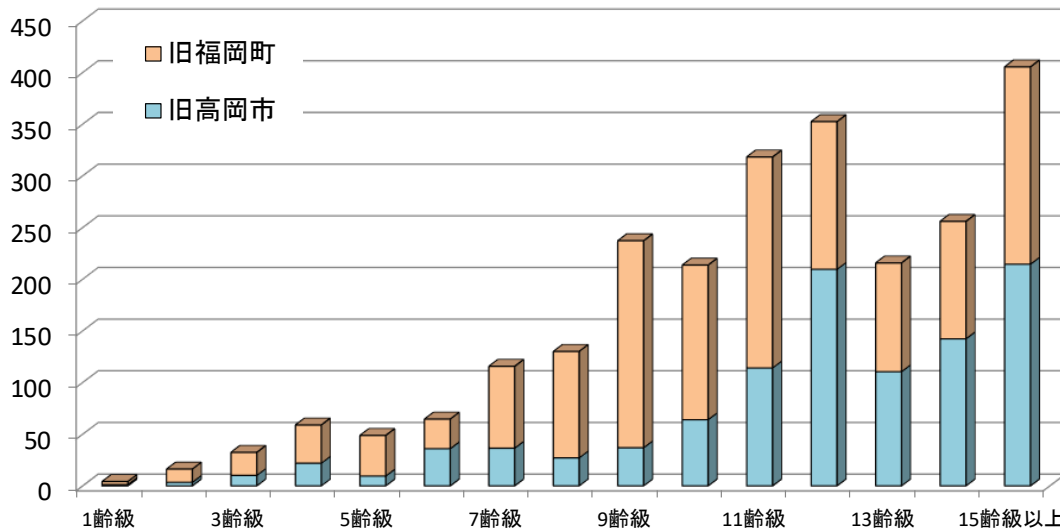
林業経営の面においては、森林面積5ha未満の小規模所有者が50%を占めており、計画的で効率的な森林施業の実施が難しい状況にあることから、施業の集約化を促進しています。

一方、森林の整備・保全や効率的な木材の生産・流通に不可欠な基盤である林道については、70路線で109,258mが開設されており、舗装延長は78,273mとなっています。

また、かつて薪炭材の伐採等が行われていた人里近くの里山林については、生活様式の変化や森林所有者の高齢化等により人の関わりが少なくなり、野生動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなっていることから、市民協働で行う里山林整備を更に推進し、野生動物との棲み分けを図る必要があります。

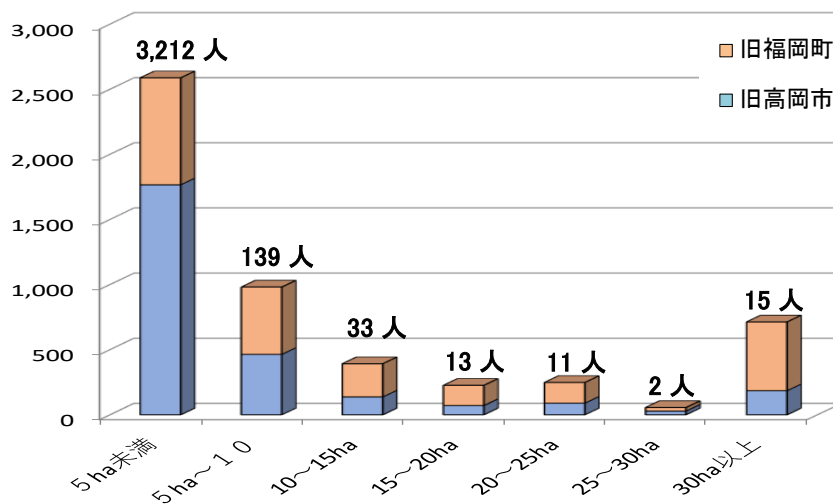
再生産可能で、生産・加工、利用などの過程で二酸化炭素の増減に影響が少ない資材である木材の持続的な生産と利用は、カーボンニュートラルの実現や持続可能な開発目標（SDGs）の達成に不可欠なことから、公益的機能を維持・向上させつつ、木材資源の確保と生産を図ることが必要であり、再造林の際には優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の積極的な活用を図ることが重要となります。

ha ■ 齢級別人工林面積



・富山県森林簿（対象年度：2021 年度）

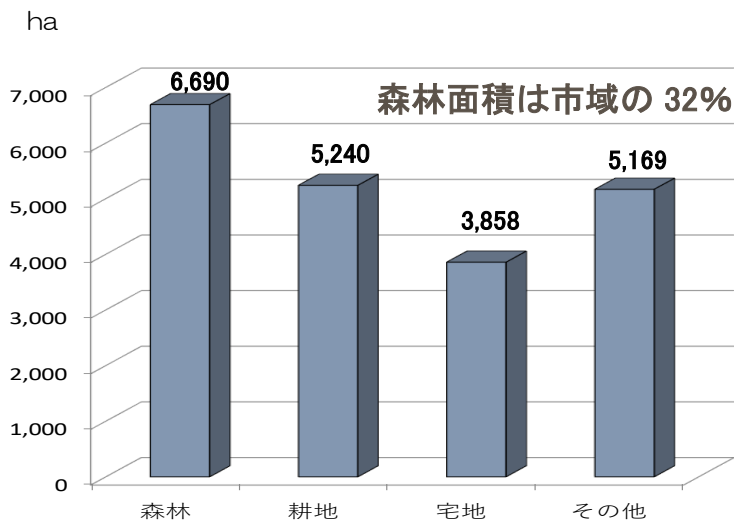
ha ■ 所有者規模別面積（私有林(個人)）



○森林所有者は小規模な
ものが多く、森林面積の
シェアでは50%を保有
面積5ha未満の所有者
が占める。
〔平均所有面積1.52ha〕

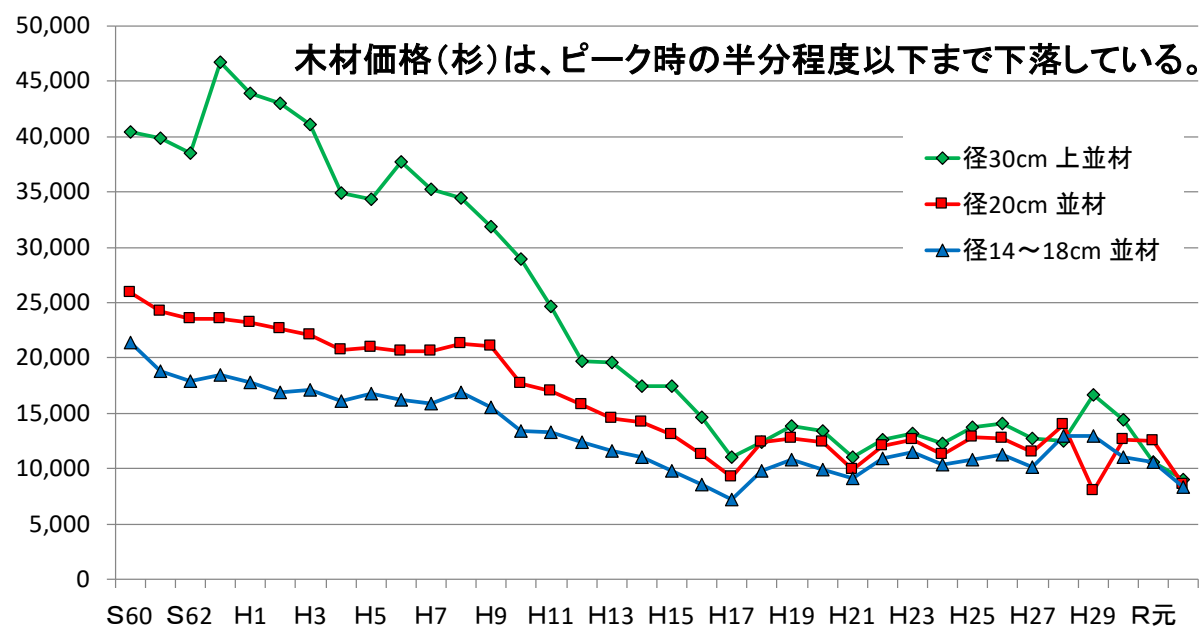
・富山県森林簿

■ 土地利用別面積



・令和元年度 富山県森林・林業統計書
・高岡ミニデータ 2021

円/㎡ ■ 木材価格の推移(富山県産 杉丸太 4m)



・富山県森連木材共販所提供データ

■ 林道状況(高岡市)

		路線数	延長(m)
路線数		70	109,258
総延長	自動車道		54
		7.0m 以上	0
		7.0m 未満~5.0m 以上	2
		5.0m 未満~3.6m 以上	46
		3.6m 未満~3.0m 以上	6
	軽車道	3.0m 未満~1.8m 以上	16
自動車道舗装延長		80.2%	78,273

・高岡市林道台帳

2 森林整備の基本方針

(1) 森林・林業施策の基本方向

高岡市では、都市像である『豊かな自然と歴史・文化につつまれ、人と人がつながる市民創造都市 高岡』の実現に向けて、行政、市民、森林所有者、森林組合などと連携し、森林の有する多面的機能の発揮を推進しながら、森づくりに取り組みます。

本市の森づくりは、市民が将来にわたって森林のもたらす恵みを享受することができるよう、長期的な立場に立ち、多様な生態系に配慮しながら、地域の特性に応じて推進するとともに、循環型社会の実現に資する森林資源の有効な活用を図ります。

また、森林が市民にとって貴重な財産であることから、森づくりに対して市民が主体的に参画し、適正な整備及び保全が持続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ります。

この基本理念のもと、

- ① 「地域の特性に応じた森づくり」
- ② 「森林資源を有効に活用できる森づくり」
- ③ 「市民参加による森づくり」

を基本とした森林整備を目指します。

(2) 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方

森林の有する主な機能である水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能に応じた保全を進めることとします。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や

	吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進します。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

(3) とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針

森林整備の基本方針としては、「とやまの森づくり基本指針」に沿って、各々の森林の状態や立地条件に応じ、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すとともに、幅広い市民参加による森づくり活動を推進します。

① 「里山林」では、地域の特性に対応した里山の再生を目指します。

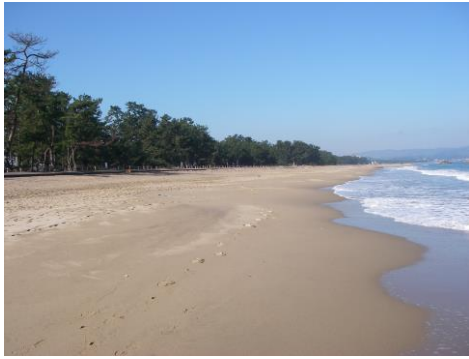


カタクリの咲く明るい見通しの良い里山



繁茂したモウソウ竹を整理した里山

② 「保全林」では、公益的機能がより高まるよう保全と保護に努めます。



海岸線に広がる飛砂防備保安林



自然豊かなコナラ天然林

③ 「生産林」では、循環型社会に貢献する持続的な木材生産に重点を置きます。

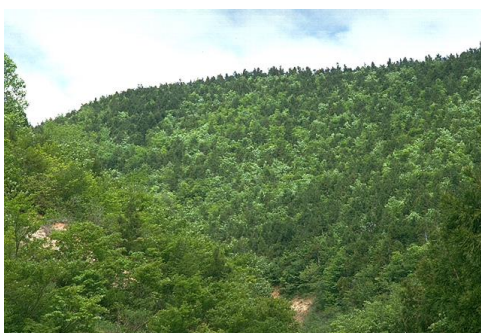


間伐が適切に実施された人工林



公益的機能が高い高齢級人工林

④ 「混交林」では、長期的な木材資源の確保と公益的機能の維持向上の両立を図ります。



天然更新により混交林化した人工林



混交林化を目指した倒木被害地

〔森林区分〕

区分		対象とする森林の考え方
天然林	里山林	○ 集落周辺の里山のうち、利用や整備と継続的な管理について地域住民や森林所有者の合意が得られる場所であって、原則として次に示す条件を満たす天然林 ・ 集落周辺や道路周辺などで、生物多様性の保全や、野生動物との軋轢の未然防止、生活関連施設の保護などのために、伐採や刈り払いの必要性がある場所 ・ 法令等による伐採制限がないこと ・ 伐採や刈り払いを行っても、無立木地化や山腹崩壊やなだれなどの災害発生のおそれがないこと。 ・ 希少な動植物が生息していないこと。（その保全を目的とした整備を行う場合を除く）
	保全林	○ 上記以外の天然林 注：自然公園や保安林など、法令で伐採などに制限のある森林は、原則、保全林として取り扱う。
人工林	生産林	○ 所有者等の森林施業に対する意欲が高い人工林であって、原則として次に示す条件を満たす人工林 ・ 傾 斜 30度以下 ・ 地 位 2以上（ただし標高300m以下にあつては3以上） ・ 道路からの距離 100m未満 ・ 法令等による伐採制限がないこと ・ 伐採しても、山腹崩壊やなだれなどの災害発生のおそれがないこと。 ・ 希少な動植物が生息していないこと。
	混交林	○ 上記以外の人工林 注：風害被害林は、原則、針広混交林に誘導する。

地位：林地の材積生産量を示す指数で、気候、地勢、土地条件等の地況因子が総合化されたもの。一般に、1から5の5段階で区分し、数字の小さいほど材積成長量及び上長成長量が大きく地位が高い。

（４）地域別森林整備の基本方針

本市の森林は、全体的に標高500メートル以下の低い山地にあつて、ほとんどが里山林や生産林で占められています。

その一部が海岸線に接し、渡り鳥の休憩地となっている二上山を中心とした「能登半島国定公園」や、鴨城跡、城ヶ平横穴墳群といった多くの文化財を有する「ふくおか西山県定公園」など、生活空間と密接した身近な森林が多いことが大きな特徴です。

また、五位ダム、子撫川ダムの集水域に位置し、水源涵養林として大切な役割を果たしています。

このようなことから、本市の森林整備に当たっては、市内を5つの地域に分けてそれぞれの特性に応じた森づくり、森林資源を有効に活用できる森づくり、市民参加による森づくりを基本に、混交林化や竹林（移入林）の整備、公益的な森林の保全など、多様な地域の特色や地域ニーズを反映した森づくりを進めます。

① 伏木・太田・二上地区

- ・能登半島国定公園に指定されている二上山を中心とする、緑豊かな森林景観の保全と整備
- ・渡り鳥の休憩地保全や多様な野生動物の生息環境に配慮した里山・竹林の整備
- ・二上山万葉植物園等を中心とした森林浴や環境教育の場の提供及び希少植物群生地での保全と整備

② 守山・国吉・石堤地区

- ・低コストで効率的な施業が可能な生産林としての森林整備
- ・風雪被害を受けた森林の混交林化への誘導
- ・三千坊山を中心にした森林浴や環境教育の場の提供

③ 赤丸・西五位地区

- ・歴史文化環境を誇る西山西部丘陵周辺における希少植物群生地等、豊かな自然の保全と整備
- ・丘陵地としての景観の整備
- ・風雪被害を受けた森林の混交林化への誘導

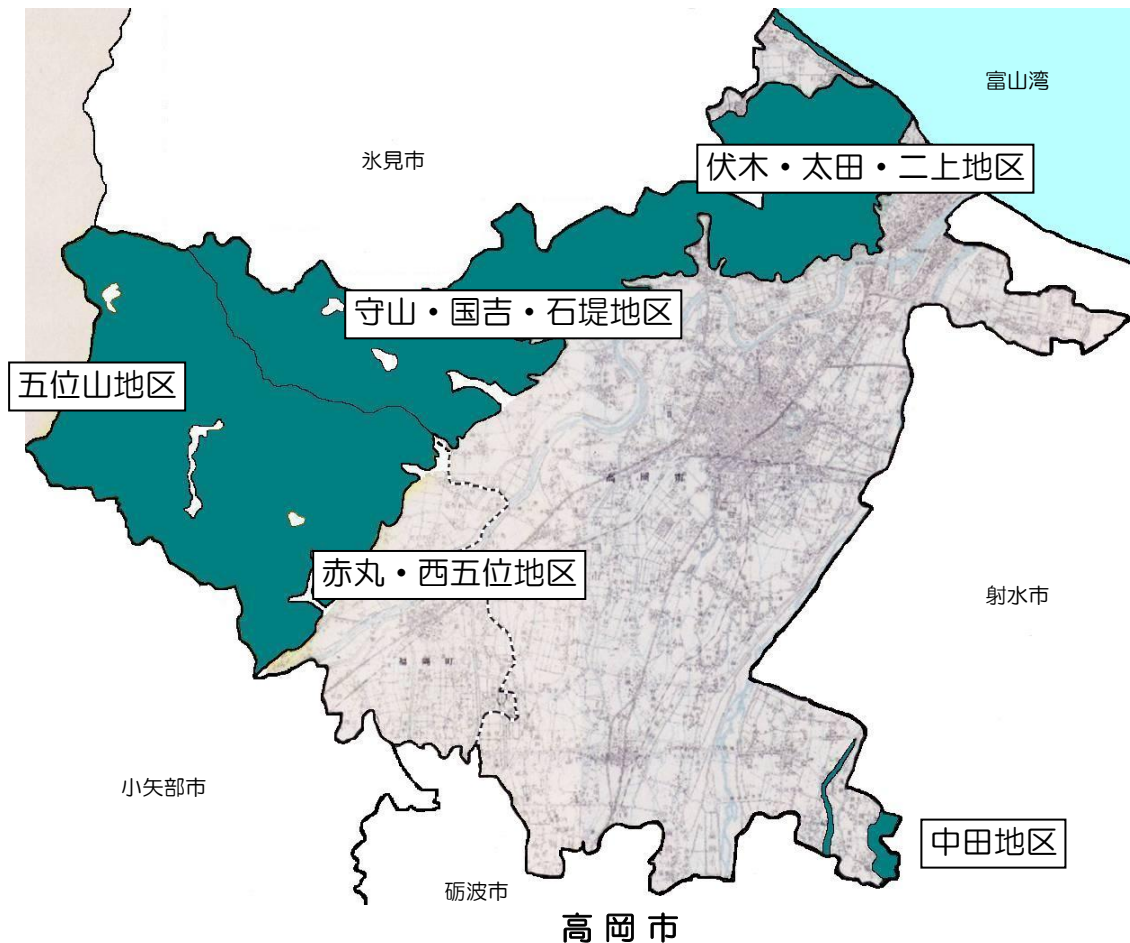
④ 五位山地区

- ・水源涵養や動植物の生息地としての自然環境の保全
- ・竹林等を利用した中山間地域の活性化
- ・風雪被害を受けた森林の混交林化への誘導

⑤ 中田地区

- ・特用材（マスヤマスギ）生産の促進
- ・集団間伐への誘導
- ・森林の混交林化への誘導

高岡市森林区域図



3 森づくりの推進方策

(1) 森林施業の推進方策

森林施業を計画的に推進するため、林道の開設・拡幅舗装等による必要な整備、作業道の開設など林内路網整備を推進するとともに、森林組合、森林所有者等を交え、間伐・保育座談会等を開催して意識啓発を図り、森林施業の合理化を推進します。

また、森林の多面的機能の発揮を図るためには、森林整備の担い手である山村地域の活性化が必要なことから、地域産材の活用や特用林産物生産の振興等により山村地域への定住を促進し、活性化を図ります。

近年、森林所有者の高齢化や世代交代に伴い、森林の境界が不明瞭となり、森林整備が遅れる一因となっています。このため、地域ぐるみで境界を確定し、GIS（地図情報システム）等の活用により、境界の明確化を図ることを推進します。

(2) 住民参加による森づくりの推進方策

本市においては、地域住民が主体となった森林ボランティア団体の設立、地域住民による森林整備や保育など住民参加による森づくりが芽生えるなど、市民の森林に対する関心は年々高まっています。

森づくりは、息の長い活動であることから、より多くの住民参加による長期的な継続した取り組みが求められます。

① 森づくりのボランティア活動に取り組む団体には、「とやまの森づくりサポートセンター」と連携し、その活動内容を広く市民に紹介するなど、ボランティア活動を積極的に支援します。

② 広く市民を対象とし、林業体験や森を育む大切さを啓発する学習会などを行ない、森づくりボランティア活動の参加へ誘導します。

また、森林関係者においても地域ぐるみでこれをサポートすることで、自らの森づくりに対する意識啓発を図り、これにより市民による森づくりを推進します。

4 森づくりへの具体的な取り組み

(1) 里山林の整備

① 里山林

生物多様性の保全や野生生物との棲み分け、森林教育の場の提供など、地域や生活に密着した里山の再整備を地域住民やボランティアなどの市民協働により推進します。

森林の所在		整備の方法	計画区域 面積	備 考
場 所	林小班			
伏木・太田・二上地区	43 ルヲワカ、 44 イロハニホ ヘトチリヌ、53 ハニ、62 イ	広葉樹や竹林等 の伐採、草刈等	39.9ha	
守山・国吉・石堤地区	10 イロ、16 ハ ヘト、23 イハ ニホヘト、30 ロハ、31 ロヘト チ、36 ヘトチ リ、43 リ、45 ロハ、48 ニ	広葉樹や竹林等 の伐採、草刈等	50.1ha	
赤丸・西五位地区	50 ハニホヘト リ、51 トチ リ、52 イロ、 55 ニホヘ	広葉樹や竹林等 の伐採、草刈等	20.1ha	
五位山地区	32 ヘト	広葉樹や竹林等 の伐採、草刈等	6.3ha	

② 海岸林

海岸林の保全対策については、海岸林及びその周辺を松くい虫被害対策重点区域として、海岸林から外側に300mの範囲を基本に設定し、海岸林における一体的かつ重点的な松くい虫対策に努めます。

重点区域においては、伐倒駆除を行い、被害拡大の防止を図ります。また、重点区域内の森林においては、予防対策（薬剤散布、樹幹注入^{じゅかん}）により森林の保全を図るとともに、高度公益機能森林など特に保全すべき森林については植栽による森林の復元を進めます。

場 所	整備の方法	面積 (うち森林面積)	備 考
太田地区	こしょう 枯松の伐倒駆除、予防 対策等	140ha (15ha)	市が必要と認める箇所のみ

松くい虫被害対策重点区域図



(2) 混交林の整備

人工林を針葉樹と広葉樹の混交林へと誘導し、水土保持機能や生物多様性の保全など公益的機能の確保や景観の保全を図ります。

場 所	整備の方法	整備面積	備 考
守山・国吉・石堤地区	風雪による被害木の伐採、過密人工林の伐採、侵入竹・再生竹の伐採、更新・保育作業	37.2ha	

場 所	整備の方法	整備面積	備 考
赤丸・西五位地区	風雪による被害木の伐採、過密人工林の伐採、侵入竹・再生竹の伐採、更新・保育作業	55.1ha	
五位山地区	風雪による被害木の伐採、過密人工林の伐採、侵入竹・再生竹の伐採、更新・保育作業	13.3ha	

(3) 生産林の整備

林業者が適期の伐採と再造林を行い、持続的に木材生産を行います。

場 所	施業等の内容	備 考
守山・国吉・石堤地区	伐採、再造林、間伐、更新伐、作業道の整備	無花粉スギ 外
五位山地区	伐採、再造林、間伐、更新伐、作業路の整備	ケヤキ
中田地区	伐採、再造林、間伐、更新伐、作業路の整備	針葉樹

(4) 保全林の整備

- ① 地すべり、土石流などの防止を目的とする保安林については、公益的機能がより高まるよう積極的に治山事業を推進し、保全・保護します。
- ② 海岸線における保安林については、周辺環境に配慮し、改良・保育に努めます。

(5) 市独自の取り組み

- ① 県・森林組合と連携して保育作業や竹林整備を行う森林ボランティアを市民から募り、育成に努めます。



(苗木の保育)



(竹林の整備)

- ② 親子を対象とした「親子の里山ふれあい教室」や「炭焼き体験教室」等の参加型事業を開催し、環境学習の場の提供に努めます。



(里山とのふれあい教室)



(炭焼き体験教室)

- ③ 「森づくり出前講座」を開催し、本市の森林の現況や森林の持つ公益的機能等について理解を深め、森林整備事業の更なるPRに努めます。



(森づくり出前講座)



(森づくり出前講座)

- ④ 各地区にある既存の公的施設等を利用して、市民や地域住民のボランティア活動の拠点づくりを支援します。
- ⑤ 豊かな森が漁業資源を育むことから、森林組合と漁業協同組合等が連携し、流域の上下流の交流を深めながら、森林整備や海岸清掃及び間伐材の資源化等の活動を推進します。
- ⑥ 森林組合との連携により一貫した木材流通の体制づくりを支援し、地場産材の利用促進を図るとともに、除間伐材の活用（各種土木資材・漁礁・竹炭・シイタケの原木）など、中山間地の活性化に結びつく取り組みを推進します。

第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢については、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、この林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹 種	標準伐期齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、次のとおりとします。

- ① 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- ② 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹^{てんねんちじゅ}の生育状況、母樹^{ぼじゅ}の保存、種子の結実^{けつじつ}等に配慮することとします。
- ③ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため、必要に応じて、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ④ 主伐のうち皆伐については、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図ることとします。
- ⑤ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では、

おおむね均等の割合で行うものであり、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とすることとします。

- ⑥ 集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法を選択することとします。

3 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあっては、伐期の延長や長伐期林及び複層林（針広混交林）への誘導を促進します。

さらに、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採・植替え等を促進します。

第2項 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、地域や樹種の特性及び既往の成林状況などを勘案して次のとおりとします。

人工造林の対象樹種
木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとする。また、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材の需要にも配慮した樹種を選定する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び施業区分別の植栽本数

人工造林の植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案し、次のとおりとします。

人工造林の実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、自然条件を十分に考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る

観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討することとします。

樹 種	施業区分	標準的な植栽本数	備 考
スギ	標準施業	2,500 本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000 本/ha とする。
	針広混交林	1,000 本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000 本/ha 以上	
	針広混交林	1,000 本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1：防災を目的する場合にあっては、スギ、広葉樹を含め5,000 本/ha 程度とする。

注2：針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とします。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとします。
植付けの方法	気候や傾斜など自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めます。
植栽の時期	植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付けます。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2 年以内とします。
択 伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5 年を超えない期間とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおりとします。

天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシヤブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数については、伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、天然更新すべき立木の本数については、天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法については、次のとおりとします。

更新の種類	作業	標準的な方法
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととします。
天然下種 /ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり1～3本残すこととします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法については、次のとおりとします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新の完了が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

・天然更新の完了の判断基準

伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね1ヘクタール当り3,000本（期待成立本数の立木度3）以上成立し、かつその出現率が70%以上となった状態をもって、更新完了とします。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合とします。

・天然更新の完了の確認調査の方法

対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とします。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずる。プロットは1調査区を6等分に分割して設定します。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)のとおり。

イ 天然更新の場合

2の(1)のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における生育し得る最大の立木の本数として想定される本数については、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、更新すべき立木の本数については、生育し得る最大の立木の本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

5 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林を行うこととします。

第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率				
			初 回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目
タテヤマスギ	標準伐期 (45 年)	2,500	17 年生 (24%)	24 年生 (27%)	34 年生 (28%)	55 年生 (25%)	—
	長伐期 (90 年)		20 年生 (33%)	33 年生 (33%)	55 年生 (32%)	—	—
ボカスギ	標準伐期 (35 年)	2,000	16 年生 (26%)	21 年生 (26%)	30 年生 (25%)	45 年生 (25%)	—
	長伐期 (70 年)		16 年生 (35%)	24 年生 (35%)	40 年生 (34%)	—	—
ヒノキ	標準伐期 (55 年)	2,500	26 年生 (27%)	36 年生 (28%)	48 年生 (27%)	65 年生 (28%)	90 年生 (27%)
	長伐期 (110 年)		27 年生 (35%)	39 年生 (35%)	57 年生 (35%)	84 年生 (35%)	
カラマツ	標準伐期 (40 年)	2,500	15 年生 (29%)	22 年生 (27%)	30 年生 (28%)	43 年生 (28%)	70 年生 (28%)
	長伐期 (80 年)		16 年生 (35%)	23 年生 (35%)	37 年生 (35%)	77 年生 (27%)	

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したもの

(2) 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数

平均的な間伐の実施時期の間隔の年数については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	平均的な間伐の間隔	
		標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
タテヤマスギ	標準伐期(45 年)	10 年	20 年
	長伐期(90 年)		
ボカスギ	標準伐期(35 年)	10 年	15 年
	長伐期(70 年)		

ヒノキ	標準伐期(55年)	10年	20年
	長伐期(110年)		
カラマツ	標準伐期(40年)	10年	20年
	長伐期(80年)		

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したもの

なお、既往の冠雪害の発生状況を勘案し、間伐を実施すべき森林の立木の形状比は”65”以上とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法（時期、回数、作業方法）については、次のとおりとします。

保育種別	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	...	20	21	...	30	
根踏み	スギ		1															植栽の翌年に実施
雪起し				1	1	1	1	1	1	1								消雪後1箇月以内に実施
下刈り		1	1	2	2	2	1	1	1									春植えの場合は1年目から実施
つる切		必要に応じて実施																
除伐													必要に応じて実施					
枝打ち													必要に応じて実施					間伐との同時作業の検討

3 その他必要な事項

間伐及び保育の実施にあたっては、画一的に行うことなく、植栽木の生育状況や、森林の立地条件に加え、コストの低減についても十分考慮のうえ、時期や方法などを決めることとします。

なお、1に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料（5）に記載のとおりです。

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

（1）水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1のとおりとします。

森 林 の 基 準	対象となる制限林等
ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	・水源涵養保安林^{かん} ・干害防備保安林 ・水源涵養機能の評価区分が高い森林^{かん}

イ 施業の方法

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域は別表２のとおりとします。

- ① 下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。
- ② ①のうち、既往の施業体系として、長伐期施業を指向している森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ③ 他の公益的機能別施業森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹 種	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	4 5	6 0
タテヤマスギ その他スギ	5 5	8 0
ヒノキ	6 5	1 0 0
マツ カラマツ	5 0	7 0
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	7 0	1 1 0
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	7 0	1 1 0
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	2 5 ～ 3 5	2 0 ～ 4 0

- （２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源^{かんよう}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推

進すべき森林については、次の基準等のおとりとし、その区域は別表 1 のとおりとします。

種 類	森 林 の 基 準	対象となる制限林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域は別表 2 のとおりとします。

- ① 成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は 20ha、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とします。なお、主伐の時期を短縮しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、主伐の時期を標準伐期齢の 2 倍の林齢から 10 年を減じた林齢とします。
- ② 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、育成複層林に誘導します。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導します。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、

特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進します。

- ④ 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹 種	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	長伐期施業を推進すべき森林（左記から10年減じた林齢とするもの）
ボカスギ	70	60
タテヤマスギ その他スギ	90	80
ヒノキ	110	100
マツ カラマツ	80	70
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	120	110
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	120	110
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	30～50	20～40

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

（1）区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等に沿って、その区域は別表1のとおりとします。

森林の基準
林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い「特に効率的な施業が可能な森林」

（2）施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、主伐の時期は標準伐期齢以上の林齢とします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【高岡林班】 1(イ〜ハ) 2(イ〜ヌ) 3(イ〜ヲ) 4(イ〜ヌ) 5(イ〜チ) 6(イ〜ヌ) 7(イ〜ヌ) 8(イ〜リ) 9(イ〜ヌ) 10(イ〜ヌ) 11(イ〜ヲ) 12(イ〜ヲ) 13(イ〜ヌ) 14(イ〜ヌ) 15(イ〜リ) 16(イ〜ル) 17(イ〜ヲ) 18(イ〜ヌ) 19(イ〜ハ) 20(イ〜ル) 21(イ〜チ ヲ ヲ) 22(イ〜ル) 23(ホ〜ヌ) 24(イ〜ヌ) 25(イ〜ト) 26(イ〜ヲ) 27(イ〜リ) 28(イ〜ル) 29(イ〜リ) 30(ロ〜ヌ) 31(イ〜ル) 32(イ〜ヲ) 33(イ〜ヌ) 34(イ〜ヌ) 35(イ〜ヌ) 36(イ〜ヲ) 37(イ〜ヲ) 38(イ〜ハ) 63(イ〜ニ) 64(イ ロ ハ) 【福岡林班】 1(イ〜リ) 2(イ〜ヌ) 3(イ〜リ) 4(イ〜ト) 5(イ〜ヌ) 6(イ〜リ) 7(イ〜ル) 8(イ〜ト) 9(イ〜チ) 10(イ〜ル) 11(イ〜ル) 12(イ〜ヌ) 13(イ〜ハ) 14(イ〜ヲ) 15(イ〜ヲ) 16(イ〜リ) 17(イ〜チ) 18(イ〜ヲ) 19(イ〜ル) 20(イ〜ヲ) 21(イ〜リ) 22(イ〜ル) 23(イ〜ヲ) 24(イ〜チ) 25(イ〜ヌ) 26(ロ ハ ト〜カ) 27(イ〜ヌ) 28(イ〜ヌ) 29(イ〜リ) 30(イ〜ヲ) 31(イ〜ホ ヌ) 32(イ〜ホ ト〜カ) 33(イ〜リ) 34(イ〜ヲ) 35(イ〜リ) 36(イ〜チ) 37(イ〜ヲ) 38(イ〜ヌ) 39(イ〜ル) 40(イ〜ヌ) 41(イ〜カ) 42(イ〜ル) 43(イ〜リ) 44(イ〜ヌ) 45(イ〜カ) 46(イ〜ハ) 47(イ〜ル) 48(イ〜ヌ) 49(イ〜リ) 50(イ〜ヲ) 51(イ〜リ) 52(イ〜ヌ) 53(イ〜ル) 54(イ〜ル) 55(イ〜ヲ) 56(イ〜ヲ) 57(イ〜ヌ) 58(イ〜ヌ) 59(イ〜ル) 60(イ〜ル) 61(ハ) 62(イ〜ル) 63(イ〜ル) 64(ホ〜ヲ)	5, 629. 45
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【高岡林班】 1(ロ〜ハ) 2(イ ロ) 4(ニ) 5(ハ) 12(ト チ) 13(ニ) 17(リ ヌ) 19(ル) 20(イ) 26(ニ〜ヲ) 27(イ〜リ) 【福岡林班】 2(ト) 3(イ ロ ハ ト チ) 4(ロ〜ト) 5(イ〜ニ ハ ト チ) 6(ハ〜リ) 7(イ ロ ニ ホ ト〜ル) 8(イ〜ト) 9(イ ロ) 11(ロ ハ) 12(ロ〜ハ) 14(イ〜ニ) 15(ニ) 17(ロ ハ ハ ト チ) 18(イ ロ ホ〜ル) 19(ハ) 22(ロ ホ〜ル) 23(ヌ ル ヲ) 24(ホ ハ チ) 25(ロ〜ハ) 26(ロ ハ チ ヲ ヲ) 27(イ〜ホ) 28(ロ ニ ト チ リ) 30(ト〜ヲ) 32(ヲ カ) 33(イ〜リ) 34(ニ〜チ) 35(ハニホ) 36(ホ ト) 42(ヌ ル) 43(イ〜チ) 55(ハ ト チ ル ヲ) 56(イ ロ ハ) 57(ホ) のうち、農林水産公社造林地	530. 40
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【高岡林班】 59(チ リ ヌ)	14. 96
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【高岡林班】 41(イ〜ヲ) 42(イ〜ヲ) 43(イ〜カ) 44(イ〜ヲ) 45(イ〜ト) 46(イ〜チ) 47(イ〜ホ) 48(イ〜ヲ) 49(イ〜リ) 50(イ〜チ) 51(イ ハ〜ル) 52(イ〜リ ル ヲ) 53(イ〜ル) 54(イ〜ヲ) 55(イ〜ル) 56(イ〜リ) 57(イ〜ル) 58(イ〜ル) 59(イ〜ト) 60(イ〜リ) 61(イ〜カ) 62(イ〜ル)	1, 069. 21

その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【高岡林班】 1(イ〜ハ) 2(イ〜ヌ) 3(イ〜ヲ) 4(イ〜ヌ) 5(イ〜チ) 6(イ〜ヌ) 7(イ〜ヌ) 8(イ〜リ) 9(イ〜ヌ) 10(イ〜ヌ) 11(イ〜ヲ) 12(イ〜ヲ) 13(イ〜ヌ) 14(イ〜ヌ) 15(イ〜リ) 16(イ〜ル) 17(イ〜ヲ) 18(イ〜ヌ) 19(イ〜ハル) 20(イ〜ル) 21(イ〜チヲヲ) 22(イ〜ル) 23(ホ〜ヌ) 24(イ〜ヌ) 25(イ〜ト) 26(イ〜ヲ) 27(イ〜リ) 28(イ〜ル) 29(イ〜リ) 30(ロ〜ヌ) 31(イ〜ル) 63(イ〜ニ) 64(イロハ) 【福岡林班】 1(イ〜リ) 2(イ〜ヌ) 3(イ〜リ) 4(イロハニホハト) 5(イ〜ヌ) 6(イ〜リ) 7(イ〜ル) 8(イ〜ト) 9(イ〜チ) 10(イ〜ル) 11(イ〜ル) 12(イ〜ヌ) 13(イ〜ハ) 14(イ〜ヲ) 15(イ〜ヲ) 16(イ〜リ) 17(イ〜チ) 18(イ〜ヲ) 19(イ〜ル) 20(イ〜ヲ) 21(イ〜リ) 22(イ〜ル) 23(イ〜ヲ) 24(イ〜チ) 25(イ〜ヌ) 26(ロハト〜カ) 27(イ〜ヌ) 28(イ〜ヌ) 29(イ〜リ) 30(イ〜ヲ) 31(イ〜ホヌ) 32(イ〜ホト〜カ) 33(イ〜リ) 34(イ〜ヲ) 35(イ〜リ) 36(イ〜チ) 37(イ〜ヲ) 38(イ〜ヌ) 39(イ〜ル) 40(イ〜ヌ) 41(イ〜カ) 42(イ〜ル) 43(イ〜リ) 44(イ〜ヌ) 45(イ〜カ) 46(イ〜ハ) 47(イ〜ル) 48(イ〜ヌ) 49(イ〜リ) 50(イ〜ヲ) 51(イ〜リ) 52(イ〜ヌ) 53(イ〜ル) 54(イ〜ル) 55(イ〜ヲ) 56(イ〜ヲ) 57(イ〜ヌ) 58(イ〜ヌ) 59(イ〜ル) 60(イ〜ル) 61(ハ) 62(イ〜ル) 63(イ〜ル) 64(ホ〜ヲ) のうち、農林水産公社造林地を除く	4,416.01
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	【高岡林班】 1(イ〜ハ) 2(イ〜ヌ) 3(イ〜ヲ) 4(イ〜ヌ) 5(イ〜チ) 6(イ〜ヌ) 7(イ〜ヌ) 8(イ〜リ) 9(イ〜ヌ) 10(イ〜ヌ) 11(イ〜ヲ) 12(イ〜ヲ) 13(イ〜ヌ) 14(イ〜ヌ) 15(イ〜リ) 16(イ〜ル) 17(イ〜ヲ) 18(イ〜ヌ) 19(イ〜ハル) 20(イ〜ル) 21(イ〜チヲヲ) 22(イ〜ル) 23(ホ〜ヌ) 24(イ〜ヌ) 25(イ〜ト) 26(イ〜ヲ) 27(イ〜リ) 28(イ〜ル) 29(イ〜リ) 30(ロ〜ヌ) 31(イ〜ル) 32(イ〜ヲ) 33(イ〜ヌ) 34(イ〜ヌ) 35(イ〜ヌ) 36(イ〜ヲ) 37(イ〜ヲ) 38(イ〜ハ) 63(イ〜ニ) 64(イロハ) 【福岡林班】 1(イ〜リ) 2(イ〜リ) 3(イ〜リ) 4(イ〜ト) 5(イ〜ヌ) 6(イ〜リ) 7(イ〜ル) 8(イ〜ト) 9(イ〜チ) 10(イ〜ル) 11(	5,629.45

		イ〜ル) 12(イ〜ヌ) 13(イ〜ハ) 14(イ〜ワ) 15(イ〜ヲ) 16(イ〜リ) 17(イ〜チ) 18(イ〜ワ) 19(イ〜ル) 20(イ 〜ワ) 21(イ〜リ) 22(イ〜ル) 23(イ〜ヲ) 24(イ〜チ) 25(イ〜ヌ) 26(ロハト〜カ) 27(イ〜ヌ) 28(イ〜ヌ) 29(イ〜リ) 30(イ〜ワ) 31(イ〜ホヌ) 32(イ〜ホト〜カ) 33(イ〜リ) 34(イ〜ヲ) 35(イ〜リ) 36(イ〜チ) 37(イ〜ワ) 38(イ〜ヌ) 39(イ〜ル) 40(イ〜ヌ) 41(イ〜カ) 42(イ 〜ル) 43(イ〜リ) 44(イ〜ヌ) 45(イ〜カ) 46(イ〜ハ) 47(イ〜ル) 48(イ〜ヌ) 49(イ〜リ) 50(イ〜ワ) 51(イ 〜リ) 52(イ〜ヌ) 53(イ〜ル) 54(イ〜ル) 55(イ〜ヲ) 56(イ〜ヲ) 57(イ〜ヌ) 58(イ〜ヌ) 59(イ〜ル) 60(イ 〜ル) 61(ハ) 62(イ〜ル) 63(イ〜ル) 64(ホ〜ヲ)	
長 伐 期 施 業 を 推 進 す べ き 森 林	長伐期施業を推進すべき 森林（主伐の時期を標準 伐期齢の2倍から10年減 じた林齢とするもの）	該当なし	
	長伐期施業を推進すべき 森林（主伐の時期を標準 伐期齢の2倍の 林齢とするもの）	【高岡林班】 41(イ〜ヲ) 42(イ〜ヲ) 43(イ〜カ) 44(イ〜ワ) 45(イ 〜ト) 46(イ〜チ) 47(イ〜ホ) 48(イ〜ヲ) 49(イ〜ワ) 50(イ〜チ) 51(イハ〜ヲ) 52(イ〜リルヲ) 53(イ〜ル) 54(イ〜ワ) 55(イ〜ル) 56(イ〜リ) 57(イ〜ル) 58(イ 〜ル) 59(イ〜ヌ) 60(イ〜リ) 61(イ〜カ) 62(イ〜ル)	1, 084. 17
複 層 林 施 業 を 推 進 す べ き 森 林	複層林施業を推進すべき 森林（択伐によるものを 除く）	【高岡林班】 1(ロ〜ハ) 2(イロ) 4(ニ) 5(ハ) 12(トチ) 13(ニ) 17(リヌ) 19(ル) 20(イ) 26(ニ〜ヲ) 27(イ〜リ) 【福岡林班】 2(ト) 3(イロハトチ) 4(ロ〜ト) 5(イ〜ニハトチ) 6(ハ〜リ) 7(イロニホト〜ル) 8(イ〜ト) 9(イロ) 11(ロ ハ) 12(ロ〜ハ) 14(イ〜ニ) 15(ニ) 17(ロハハトチ) 18(イロホ〜ル) 19(ハ) 22(ロホ〜ル) 23(ヌルヲ) 24(ホ ハチ) 25(ロ〜ハ) 26(ロハチヲヲ) 27(イ〜ホ) 28(ロ ニトチリ) 30(ト〜ヲ) 32(ワカ) 33(イ〜リ) 34(ニ〜 チ) 35(ハニホ) 36(ホト) 42(ヌル) 43(イ〜チ) 55(ハトチルヲ) 56(イロハ) 57(ホ) のうち、農林水産公社造林地	530. 40
	択伐による複層林施業を 推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進対策

緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的として特定非営利法人等が設立された際には、施業実施協定の参加促進対策に努める。

(2) その他

特になし

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、所有規模の小規模な森林所有者が多いことから、森林組合等林業事業体への長期の施業や、森林の経営の委託への転換により、森林の経営規模の拡大を推進することとします。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む。）に対し、森林組合等林業事業体への長期の施業や経営の委託について働きかけを推進するとともに、森林組合等林業事業体が施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供に努めることとします。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、契約を締結し、委任内容や費用負担等について明確にすることとします。

また、森林の施業等を受託する際には、事前に森林所有者に対し見積り等を提示し、費用負担について了解を得ることとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意して行います。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された（設定が見込まれる）森林は、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ることとします。

（２）具体的な方針

- ① 経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成は、次のような森林について優先的に行うこととします。
 - ・最後に行った間伐から 15 年以上経過する等、冠雪害を考慮した森林の管理方法として定められた、形状比を超えているか、その形状比を超えるおそれがある森林
 - ・植栽によらなければ的確な更新が困難な森林
 - ・森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域の森林（経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする）
- ② 経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。
- ③ 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行います。

５ その他必要な事項

特になし

第 6 項 森林施業の共同化の促進に関する事項

１ 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市においては、所有規模の小規模な森林所有者が多いことから、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

２ 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者が多数を占め、不在村森林所有者が増加する中、

当該森林所有者に対する普及啓発活動を強化し、森林組合等林業事業体への長期の施業の経営の委託や施業実施協定の締結に努めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同者」という。）は、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、施業は間伐を中心に可能な限り共同又は意欲ある森林組合等林業事業体への委託により実施することとします。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同者全員により実施することとします。
- ③ 共同者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ個々の共同者が果たすべき責務を明らかにすることとします。
- ④ 共同者全員の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとします。

4 その他必要な事項

特になし

第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準については、次のとおりとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

また、地域ごとに目標とする路網密度や作業システムの組合わせを明らかにしていくことにより、効率的・効果的な基盤整備を推進します。

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（ 0° ～ 15° ）	車両系作業システム	110m/ha 以上
中傾斜地（ 15° ～ 30° ）	車両系作業システム	85m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上
急傾斜地（ 30° ～ 35° ）	車両系作業システム	60<50>m/ha 以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha 以上
急峻地（ 35° ～ ）	架線系作業システム	5m/ha 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

- 2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3：「急傾斜地」のく>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に、傾斜が急峻な箇所、地質・土壌が脆弱な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、森林整備計画概要図のとおりとします。

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、富山県林業専用道作設指針（平成23年4月1日森政第432号）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については、次のとおりとします。

なお、基幹路線の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	[延長 (m) 及び 箇所数]	[利用 区域面 積 (ha)]	前半 5カ 年の 計画 箇所	対 図 番 号	備考
開設	自動車道		石堤	出水山線	1,000	18		1	
開設	自動車道		西田	竹園線	600	22		2	
開設計				2	1,600				
拡張	舗装		岩坪～頭川	岡田線	(1) 2,900	57	○	3	

	改良				(1) 2,900			4	
拡張	舗装		勝木原	尾屋敷線	(1) 1,100	21		5	
	改良				(1) 1,100			6	
拡張	舗装		勝木原	尾屋敷 2号線	(1) 1,500	20		7	
	改良				(1) 1,500			8	
拡張	舗装		頭川	上野線	(1) 1,700	34		9	
	改良				(1) 1,700			10	
拡張	改良		石堤～ 西広谷	尾崎線	(4) 1,000	58	○	11 12 13	
拡張	舗装		小野	山川線	(1) 2,600	88	○	14	
	改良				(1) 500			15	
拡張	改良		五位～ 小野	小野八 谷線	(1) 2,700	87	○	16	
拡張	改良		花尾～ 西広谷	花尾尾 崎線	(3) 500	55		17 18 19	
拡張	改良		小野～ 五位	五位小 野支線	(2) 700	20		20 21	
拡張	舗装		山川	大骨線	(1) 100	6		22	
拡張	舗装		勝木原 ～五位	矢瀬尾 五位線	(1) 3,100	72	○	23	
拡張	改良		伏木～ 太田谷 内	白山線	(3) 1,000	170	○	24 25 26	
拡張	改良		答野島 ～頭川	鎌谷・笹 波線	(1) 1,000	142	○	27	
拡張	改良		勝木原 ～西広 谷	広地線	(3) 1,000	149	○	28 29 30	
拡張	改良		五十辺	五十辺 線	(3) 300	66		31 32 33	
拡張	改良		麻生谷 ～境	麻生谷 境線	(3) 1,500	67	○	34 35 36	
拡張	改良		上野	上野2 号線	(2) 100	31	○	37 38	
拡張	改良		加茂	加茂線	(2) 100	90		39 40	
拡張	改良		馬場	馬場花 尾線	(5) 200	56		41 42 43	

								44	
								45	
拡張	舗装		五位	堀切線	(2) 2,600	80	○	46	
	改良				(1) 200			47	
拡張	改良		五十里	樽ヶ野線	(2) 100	20	○	48	
								49	
拡張	改良		赤丸	鞍馬寺線	(2) 100	9		50	
								51	
拡張	改良		勝木原～沢川	能越2号線	(1) 200	342		52	
拡張	改良		勝木原～沢川	五位小野線	(2) 100	64		53	
								54	
拡張	改良		舞谷～巡り谷	巡り谷線	(1) 1,000	62		55	
拡張	改良		城光寺	城光寺2号線	(1) 600	50		56	
拡張	改良		五位	宮の谷線	(2) 2,700	82		57	
								58	
拡張	改良		五位	八谷線	(2) 400	105		59	
								60	
拡張	改良		太田	与茂九郎線	(2) 200	76		61	
								62	
拡張	改良		山川	三千坊山線	(3) 100	69		63	
								64	
								65	
拡張	改良		小野～沢川	能越1号線	(4) 300	753	○	66	
								67	
								68	
拡張	改良		鳥倉	元取山線	(3) 200	18		69	
								70	
								71	
拡張	改良		栃丘	土屋栃丘線	(2) 100	74	○	72	
拡張	舗装				(1) 100				
拡張	改良		花尾	南谷線	(1) 100	71		73	
拡張	改良		花尾	舟の谷線	(1) 100	9		74	
拡張計				35	(77) 40,000				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、富山県森林作業道作設指針（平成23年3月31日森政第541号）に則り開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場等の木材集積場や、機械の保管庫等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設、その他森林の整備のために必要な施設の整備計画については、次のとおりとします。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
山土場	【福岡林班】48	山土場：2,000m ²	①	

第8項 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、県などの情報共有に努め、必要に応じて就職相談会の開催や就業体験等実施することとします。

林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野を拡大、女性等の活躍・定着・外国人材の適正な受け入り等に取り組むこととします。

また、間伐や路網整備の支援などを通じて、林業事業体の経営体質強化に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械の導入の促進に関しては、本市の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図ることとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、目標とする路網密度の水準と作業システムを目安として、林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標については、次のとおりです。

作業の種類	現状(参考)	将来
-------	--------	----

作業の種類			現状(参考)	将 来
伐倒 造材 集材	庄川 流域	緩傾斜地 (0° ～15°)	チェーンソー 小型集材機 車両系作業システム	車両系作業システム
		中傾斜地 (15° ～30°)	チェーンソー 小型集材機 車両系作業システム	車両系作業システム 架線系作業システム
		急傾斜地 (30° ～35°)	チェーンソー 小型集材機 車両系作業システム	車両系作業システム 架線系作業システム
		急峻地 (35° ～)	チェーンソー 小型集材機	架線系作業システム
造林 保育 等	地拵、下刈、枝打ち		刈払機 人力	

(車両系作業システム) ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ

(架線系作業システム) スイングヤーダ、タワーヤーダ、プロセッサ、スキッダ、フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画については、次のとおりです。

施設の種類	現状 (参考)			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	姫野			姫野			
製材工場	堀岡又新			堀岡又新			
製材工場	堀岡又新			堀岡又新			
製材工場	姫野			姫野			
製材工場	吉久			吉久			
製材工場	中曽根			中曽根			
製材工場	能町			能町			
製材工場	能町			能町			

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
チップ	米島			米島			
製材工場	熊野町			熊野町			
製材工場	京町			京町			
製材工場	内免			内免			
製材工場	北島			北島			
製材工場	六家			六家			
チップ	国吉			国吉			
製材工場	立野			立野			
製材工場	戸出光明寺			戸出光明寺			
製材工場	福岡町赤丸			福岡町赤丸			
椎茸生産施設	伏木古府			伏木古府			
椎茸生産施設	国吉			国吉			
椎茸生産施設	中田			中田			
タケノコ等加工場	西田			西田			

4 その他必要な事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めることとします。

第3章 森林の保護に関する事項

第1項 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、次の基準に沿って設定しますが、区域を設定するまでの被害が発生していないことから、設定はありません。

区域の基準
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として設定する。

（２）鳥獣害の防止の方法（第１項に掲げる事項を除く）

鳥獣害の防止の方法については、鳥獣毎に被害の防止に効果があると考えられるアやイの方法を、単独又は組み合わせることにより、地域の実情に即した鳥獣害対策を推進します。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等のからの情報収集等に努めるものとします。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第２項 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

森林病虫害等の被害対策については、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

また、松くい虫防除対策、カシノナガキクイムシ防除対策については、次のとおりとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

松くい虫防除対策	
防除方法	対 象 松 林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛 生 伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

森林病虫害等防除法に基づき、1区域の高度公益機能森林と1区域の地区保全松林が指定されています。対象松林の概況と防除方針は、次のとおりとします。

保全松林名：高岡高度公益機能森林
対策対象松林の概況 高岡地区高度公益機能森林は、海岸地帯の人工林で、背後の住宅や田畑を塩害から保全する目的に飛砂防備保安林に指定されています。また、能登半島国定公園に指定され風致景観からも重要である上、キャンプ場や海水浴場等が整備され県民の憩いの場となっている。 このため、松林の保全を図り、森林の公益的機能を発揮することが重要になります。 防除対策実施方針 被害状況は中害であり、引き続き防除を実施しないと被害の拡大する恐れがあります。被害の状況から判断して、地上散布及び伐倒駆除の徹底により、被害程度を微害とすることを目標に防除を実施します。

保全松林名：高岡地区保全松林
対策対象松林の概況 高岡地区保全松林は、雨晴海岸の後背地に位置し、国定公園を含み自然休養の森として多くの県民に親しまれており、主要樹種である松の保全を図り、森林の公益的機能を発揮させることが重要になります。また、高岡地区高度公益機能森林を保全する上で、この区域の被害対策を推進する必要があります。 防除対策実施方針 被害状況は微害であるが、被害の状況から判断して、伐倒駆除の徹底により、被害程度を微害に維持することを目標に防除を実施します。

カシノナガキクイムシ防除対策	
防除方法	対 象 森 林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

2 鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く）

第1項の1に定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の動向等を踏まえた被害対策等を進めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を推進します。

また、クマ剥ぎ被害対策、二ホンジカ被害対策について、次のとおりとします。

クマ剥ぎ被害対策	
防除方法	対 象 森 林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

二ホンジカ被害対策	
防除方法	対 象 森 林
防護柵の設置、忌避剤 ^{きひざい} の散布等	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため火入れを実施する場合は、高岡市火入れに関する条例の規定により、火入れを行おうとする期間の初日の 7 日前までに市長へ火入許可申請を行い、許可を受けた後に実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風雪害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次のとおりとします。

森林の区域	備考
【高岡林班】 53 55 林班 56 林班 (イロハニホチリ) 57 59 60 林班	マツノザイセンチュウが健全な松に移動して被害が拡大するのを防ぐため伐倒駆除する。なお、伐倒時期についてはマツノマダラカミキリが被害木から脱出する 6 月以前に行なう。

(2) その他

林業行政に関わる県、市及び森林組合職員のほか、地域住民や森林ボランティア等の協力も得ながら、森林病獣害虫等による被害、山火事等の早期発見に努めることとします。

第4章 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

第5章 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域については、次のとおりとします。

区域名	林 班	区域面積(ha)
高岡 1	【高岡林班】 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37	1,975.75
高岡 2	【高岡林班】 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64	1,146.55
福岡 1	【福岡林班】 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 36 38 39	1,895.25
福岡 2	【福岡林班】 34 35 37 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 62 63 64	1,441.73

(2) その他

森林所有者等が森林経営計画を作成する際は、次に掲げる事項について適切に計画することとします。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

- ① 第2章第2項の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② 第2章第4項の3の公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- ③ 第2章第5項の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第2章第6項の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ 第3章の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者などが地域に安住するために必要な生活環境施設の整備計画については、次のとおりとします。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

高岡市里山交流センターを中心に、里山の保全に関する情報や技術を提供するとともに、里山における市民の交流を促進します。

また、森林組合との連携により一貫した木材流通の体制づくりを支援し、地場産材の利用促進を図るとともに、除間伐材の活用（各種土木資材・漁礁・竹炭・シイタケの原木）など、中山間地の活性化に結びつく取り組みを推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画について、次のとおりとします。

施設の 種類	現状		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
山川キャンプ場	山川	管理棟・キャンプサイト 8 面・駐車場 500m ²	山川	管理棟・キャンプサイト 8 面・駐車場 500m ²	I
三千坊の森	山川	119ha・展望台・休憩所	山川	119ha・展望台・休憩所	II
西山森林公園	西五位赤丸	210ha・展望台・休憩所	西五位赤丸	210ha・展望台・休憩所	III
伏木ふれあいの杜	伏木	5ha	伏木	5ha	IV
高岡市里山交流センター	国吉	多目的ホール・多目的広場・駐車場	国吉	多目的ホール・多目的広場・駐車場	V

5 住民参加による森林整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

第 1 章第 3 項の 2 のとおり。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

豊かな森が漁業資源を育むことから、森林組合と漁業協同組合等が連携し、流域の上下流の交流を深めながら、森林整備や海岸清掃及び間伐材の資源化等の活動を推進します。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理意向調査等の年度別事業計画

番号	地区名	事業内容	R6	R7	R8	R9	R10
1	山川 林班:高岡 17 面積:22ha 筆数:200 筆	意向調査	○				
		経営管理集積計画		○			
		経営管理実施権配分計画		○			
		市町村経営管理事業			○		
2	下山田 林班:高岡 64 面積:50ha 筆数:500 筆	意向調査		○			
		経営管理集積計画			○		
		経営管理実施権配分計画			○		
		市町村経営管理事業				○	
3	頭川 林班:高岡 24 面積:29ha 筆数:190 筆	意向調査			○		
		経営管理集積計画				○	
		経営管理実施権配分計画				○	
		市町村経営管理事業					○

※上記年度別事業計画は、令和6年3月末時点の計画であり、基本方針・調査計画作成や意向調査の結果を踏まえて変更となる場合があります。

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

番号	地区名	作業種	面積(ha)	備考
(1)	(山川)	(未定)	(未定)	(R8年度予定)
(2)	(下山田)	(未定)	(未定)	(R9年度予定)
(3)	(頭川)	(未定)	(未定)	(R10年度予定)

※()は、経営管理実施権の設定が困難な森林や当該権利を設定するまでの間に必要性が生じた場合

7 その他必要な事項

(1) 伐採方法その他施業の方法を特定する必要がある森林

① 国定公園・第1種特別地域

- 1) 禁伐。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法をおこなうことができる。
- 2) 単木択伐法は次の規定により行なう。
 - ・伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢に10年以上加えて決定する。
 - ・択伐率は現在蓄積の10%以内とする。

区分 保健機能維持増進森林

区域 【高岡林班】49(リ)

面積 0.76 ha

② 国定公園・第2種特別地域

- 1) 森林の施業は択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。
- 2) 車道・歩道・集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木択伐とする。

- 3) 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
- 4) 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
- 5) 皆伐法による場合の一伐区の面積は2ha以内とし、更新後5年以上を経過しなければ、連続して設定することはできない。

区分 保健機能維持増進森林

区域 【高岡林班】 41(イ ロ ル ヲ) 42(イ ロ) 43(ニ～ヌ) 45(イ～ニ) 48(ロ～ヲ) 49(イ～リ) 50(イ ロ) 52(ハ～チ) 53(ト～ル) 54(イ～リ) 55(イ～ル) 56(イ～ニ)

面積 368.36 ha

③ 国定公園・第3種特別地域

全般的な風致の維持を考慮した施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

区分 保健機能維持増進森林

区域 【高岡林班】 41(ハ～ル) 56(ハ ニ) 57(イ～ル) 58(イ～ト)

面積 143.06 ha

④ 鳥獣特別保護地区

- 1) 鳥獣の保護繁殖上、一般的に影響の大きいと認められる箇所は単木択伐又は本数で20%以内の択伐とする。
- 2) その他の箇所については特に定めない。

区分 保健機能維持増進森林

区域 【高岡林班】 41(イ ロ) 43(ト～リ) 47(ニ ホ) 48(イ～ヲ) 49(イ～リ) 50(イ～ホ)

面積 177.29 ha

⑤ 都市計画区域の風致地区

木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ伐採区域面積が1haを超えないこと。

区分 保健機能維持増進森林

区域 【高岡林班】 41(イ～ヲ) 42(イ～ヲ) 43(イ～カ) 44(イ～リ) 45(イ～ト) 46(イ～チ) 47(イ～ホ) 48(イ～ヲ) 49(イ～リ) 50(イ～ハ) 51(ハ～リ ル) 52(イ～リ ル ヲ) 53(イ～ル) 54(イ～リ) 55(イ～ル) 56(イ～リ)

面積 714.72 ha

⑥ 砂防指定地

富山県砂防指定地等管理規則による。

区分 水源涵養機能維持増進森林

区域 【高岡林班】 9(ハ ハ)

区域 【福岡林班】 19(リ ヌ) 20(イ) 21(ハ) 22(ル) 23(ロ～ヲ) 24(イ～ハ) 34(ハ ニ ハ ト 手 リ～ヲ) 35(ニ ホ) 48(ホ) 52(ロ ハ) 53(ハ ホ)

区分 保健機能維持増進森林

区域 【高岡林班】 44(ロ ハ ト) 46(ハ ハ) 51(リ ル) 52(イ)

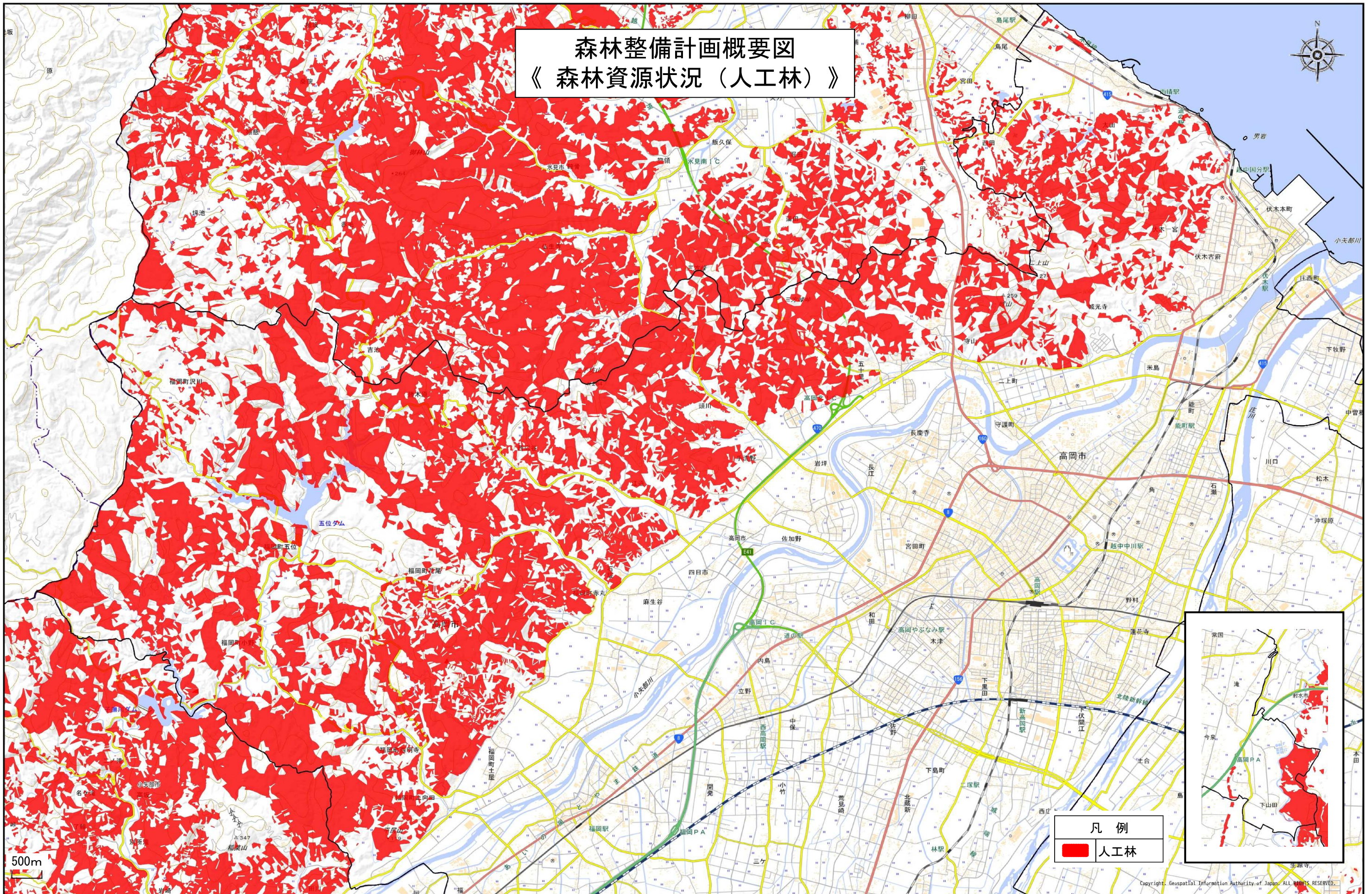
区分 白地

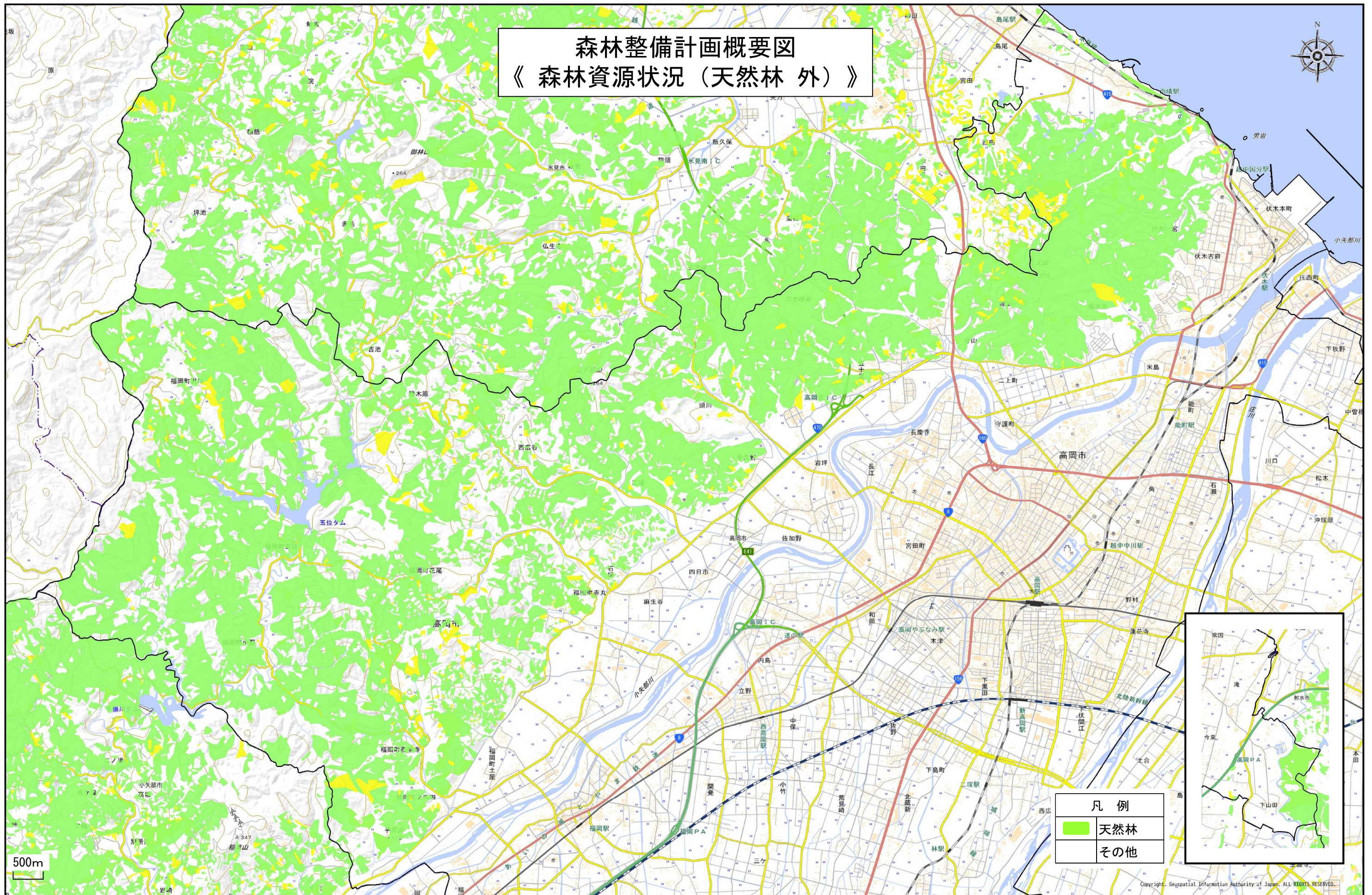
区域 【高岡林班】 33(イ～ヌ) 34(イ～チ) 35(ロ～ニ) 36(イ ロ)
面積 154.54 ha

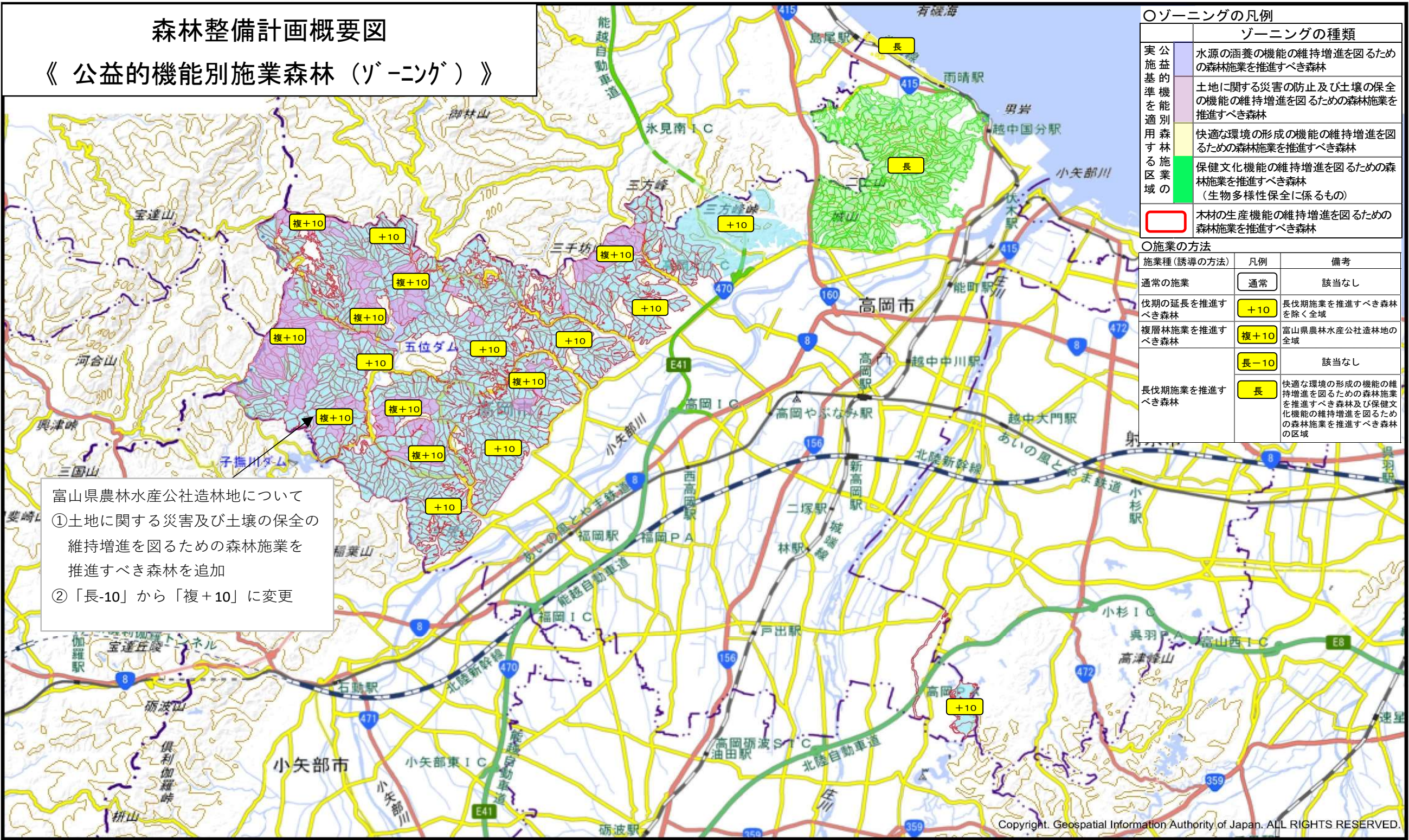
(2) 宅地造成及び盛土等規制法

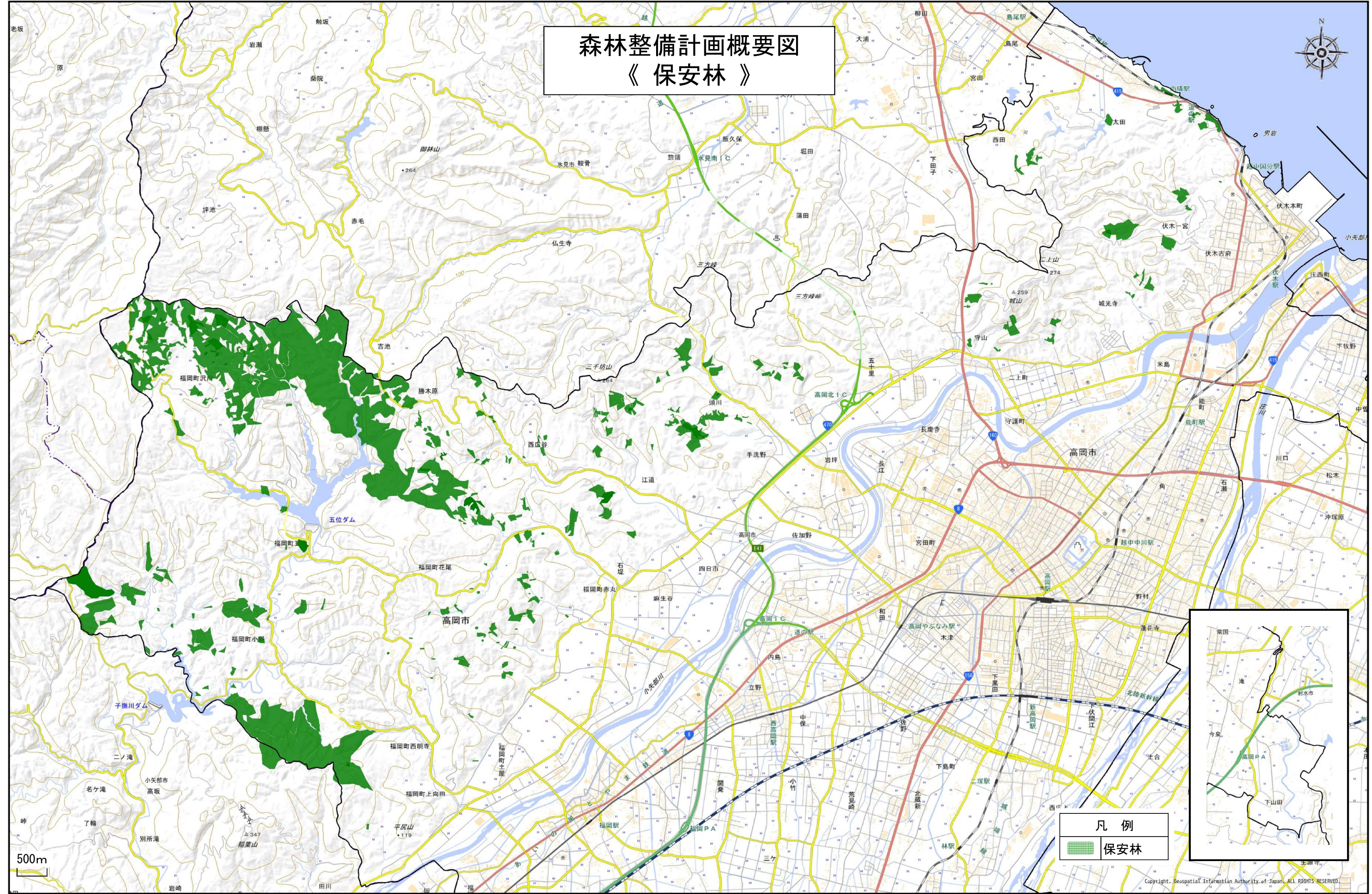
盛土規制法に基づく安全対策について、盛土等による災害から市民の生命・身体を守るため、県と連携して災害の未然防止に努めます。

森林整備計画概要図 《森林資源状況（人工林）》







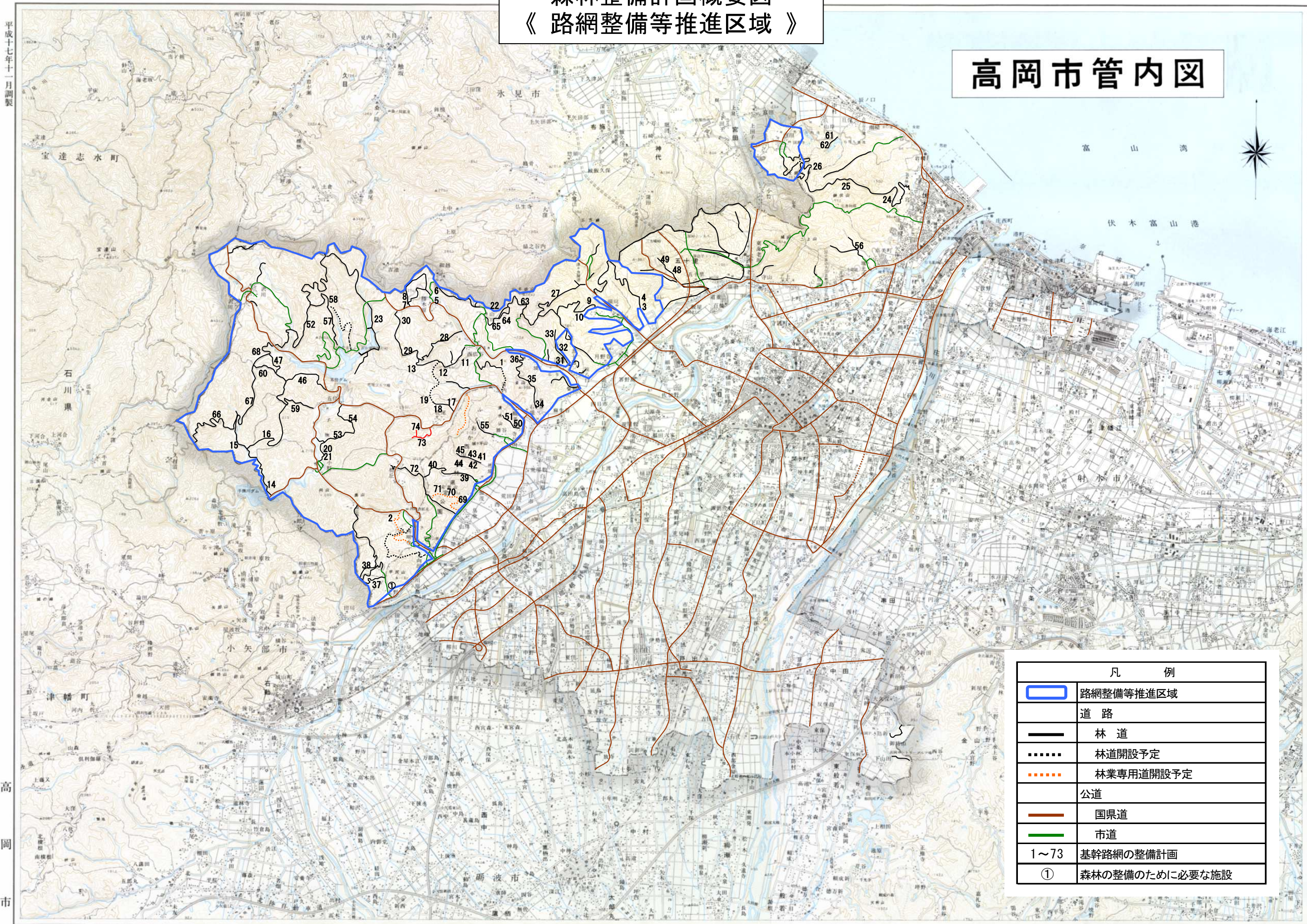


森林整備計画概要図 《 路網整備等推進区域 》

高岡市管内図

平成十七年十一月調製

禁複製転載



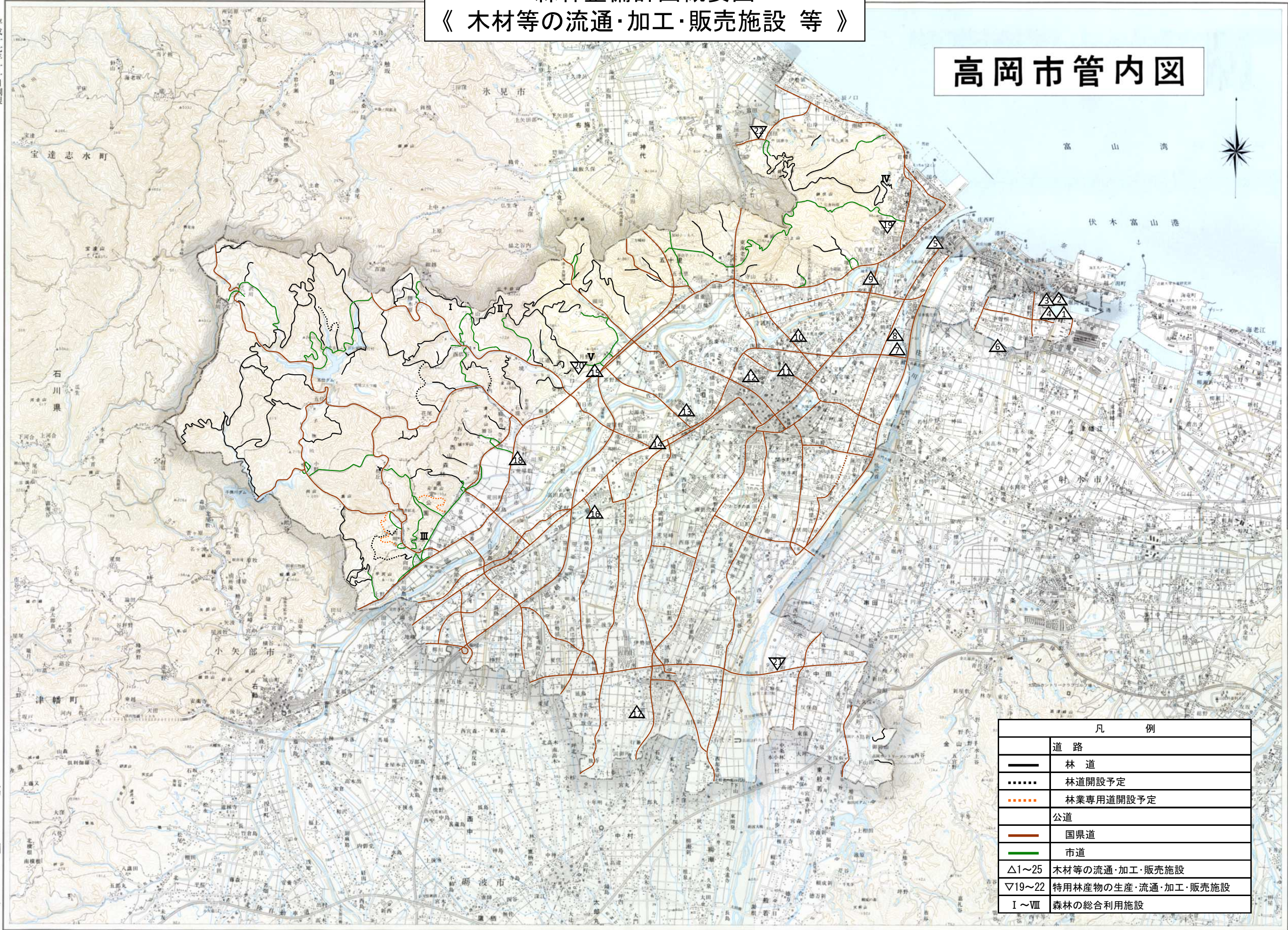
凡 例	
 	路網整備等推進区域
	道 路
	林 道
	林道開設予定
	林業専用道開設予定
	公道
	国県道
	市道
1～73	基幹路網の整備計画
①	森林の整備のために必要な施設

「この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。」（承認番号 平17北地 第 105 号）

1 : 50,000

森林整備計画概要図 《 木材等の流通・加工・販売施設 等 》

高岡市管内図



凡 例	
道 路	
	林 道
	林道開設予定
	林業専用道開設予定
公道	
	国県道
	市道
	木材等の流通・加工・販売施設
	特用林産物の生産・流通・加工・販売施設
	森林の総合利用施設

平成十七年十一月調製

高岡市

禁複製転載

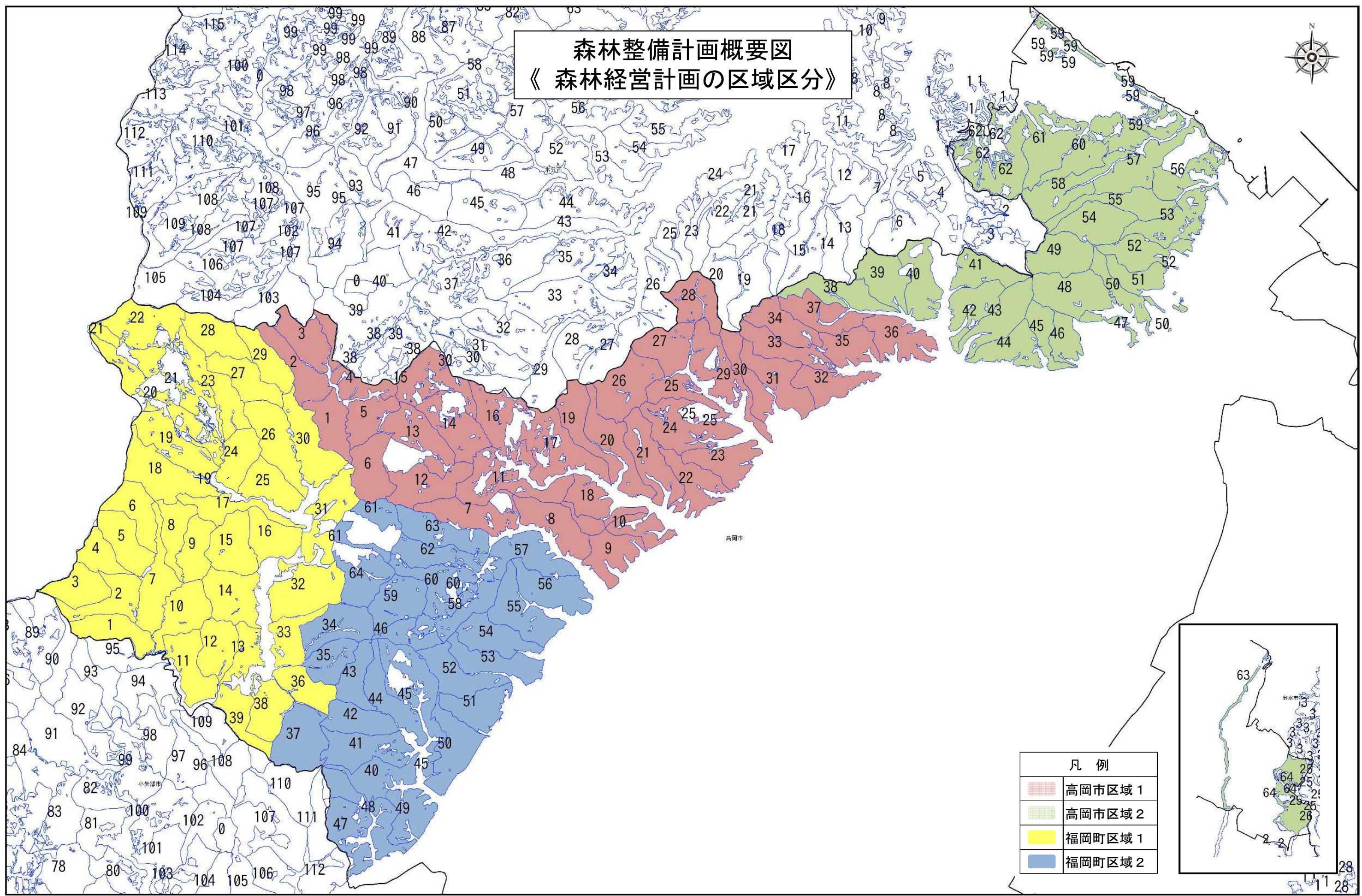
内外地図院 高岡市管内図

この地図は、国土院の委託を受けて、関係機関の協力により作成されたものである。（承認番号 平17北林 第 185 号）

1 : 50,000



森林整備計画概要図 《 森林経営計画の区域区分》



凡 例	
	高岡市区域 1
	高岡市区域 2
	福岡町区域 1
	福岡町区域 2

